

一般社団法人日本老年歯科医学会 指導医制度規則施行細則

(令和元年6月5日改正)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本老年歯科医学会指導医制度規則(以下「規則」という)に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。

第2条 この細則に定めるものの他、指導医認定等に関し必要な事項は別に定める。

第2章 認定研修

(認定研修)

第3条 規則第6条第1項1)の細目は、次に定める各号をすべて満たすものとする。

- 1) 本会主催学術大会への2回以上の参加
- 2) 本会主催・共催 研修(別表1の1・2)への6回以上の参加
- 3) 「医療倫理」と「医療安全」と「救急救命」に係る研修会へのそれぞれ1回以上の参加
 - ① 1つあるいは2つの研修会で複数項目同時に修了しても構わない。
 - ② 2)の参加歴との重複は認められない。

第4条 規則第6条第1項2)の細目は、高齢者に必要とされる歯科医療に関する業績に関する業績5件を満たすものとする。

- 2 前項の業績とは、下記3項目のいずれかとする。
 - 1) 申請前10年間において「老年歯科医学」または「Gerodontology」掲載論文1編(筆頭著者、共著者は問わない)
 - 2) 申請前5年間において「老年歯科医学」または「Gerodontology」以外の学術誌への掲載論文1編(筆頭著者、共著者は問わない)
 - 3) 申請前5年間において日本老年歯科医学会 学術大会での発表歴2回あること(演者、共同演者は問わない)
- 3 業績は、別刷り、論文コピー等の提出を必要とする。

第5条 規則第6条第1項3)に基づく診療実績は、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療実績100症例以上を一覧表として報告する。

第3章 新規認定

(指導医申請書類)

第6条 規則第4条を満たし指導医の資格の申請をする者は、次の各号に定める書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 指導医認定申請書(様式1)
- 2) 履歴書(様式2)
- 3) 本会専門医認定証(写)
- 4) 本会員歴証明書(様式3)
- 5) 研修機関在籍(職)証明書(様式4/本会研修機関所属の申請者)
- 6) 勤務証明書(様式5/本会研修機関に所属しない申請者)

- 7) 学術大会出席記録（必要な場合は様式 6 及び出席学会の参加証、受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと）
 - 8) 研修出席記録（必要な場合は様式 7 及び出席学会の参加証、受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと）
 - 9) 業績目録（別刷りまたは論文の写しを添付のこと）（様式 8）
 - 10) 診療実績一覧（申請前 5 年間 100 症例以上）（様式 9）
- 2 委員会は、必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。

（審査）

第 7 条 申請書類の内容が認められた者は、規則第 8 条に定める認定試験を受験することができる。

第 4 章 更新認定

（更新認定）

第 8 条 専門医を更新し、規則第 13 条に抵触しない者は指導医の更新対象とする。

（終身認定）

第 9 条 指導医であって資格更新の申請時に満 60 歳を超えた者は、終身資格を申請（様式 13）することができる。

- 2 終身資格を認められた者は、承認後の資格更新を要しない。
- 3 終身資格を認められた者に、終身資格証を交付する。
- 4 終身資格者の認定情報は、公表しない。

（更新申請書類）

第 10 条 指導医の資格を更新しようとする者は、次の各号に定める該当する申請書類を提出しなければならない。

- 1) 指導医更新申請書（様式 11）
- 2) 教育・研修指導実績報告書（様式 12）
- 3) 認定証（本書）（更新認定後、新たな認定証を発行します）

第 5 章 申請料

第 11 条 審査料ならびに登録料は次の通りとする。

- | | |
|----------|----------|
| 1) 申請審査料 | 10,000 円 |
| 2) 登録料 | 30,000 円 |

第 6 章 補則

第 12 条 この細則を改廃する場合は、委員会の発議により、規程委員会で協議のうえ、常任理事会の承認を得て、理事会に報告しなければならない。

附則

- 1 この規則は、令和元年 6 月 5 日から施行する。